207. 技術開発グループ有限会社
TECHNOLOGY AND DEVELOPMENT GROUP LIMITED
（別名）ＴＤＧ有限会社　TDG Ltd.
登録された会社番号　02150590
登録された事務所の住所　53／64 Chancery Lane
ロンドン　WC2A　1QU　英国
最新の既知の管理者　ハナ・ポール・ジョン　Hana Paul JON
アドナン・タリブ・ハーシム・アル・アミーリー
Adnan Talib Hashim AL-AMIRI
サファ・ハディ・ジャワード・アル・ハボビ博士
Dr. Safa Hadi Jawad AL-HABOBI
最新の既知の株主　99通常債権：アル・アラビー貿易有限会社
Al-Arabi Trading Co. Ltd.
１通常債権：アル・ハボビ博士
Dr. Al-Habobi
（詳細）TDG Ltd.は、1987年に英国で設立、登録され、イラクで設立されたアル・アラビー貿易会社が所有している。英国の会社登記所（Companies House）の最新のTDG Ltd.に関するAnnual Returnはアル・アラビー貿易会社が2002年４月にＴＤＧの99パーセントの株式を保有していたことを示している。アル・アラビー貿易会社は、2004年４月26日に、国連安保理決議1518に基づき設立された委員会により、決議1483主文23(b)に基づく団体に指定された［上記リスト203番を参照］。
T. M. G. エンジニアリング有限会社［下記リスト208番参照］は、TDG Ltd.がほぼ全てを所有する英国で登録された会社である。したがって、T. M. G. エンジニアリング有限会社はアル・アラビー貿易会社の事実上の子会社と見られる。TDG Ltd.は、子会社であるT. M. G. エンジニアリング有限会社を通じて、1980年代にイラクの軍工業化の調達努力において鍵となる役割を果たしていたことで知られるMatrix Churchill企業グループのかなりの株式を所有していた。T.M.G. Shareholders Echosabre Ltd.とAdminchck Ltd.はMatrix Churchillグループの一部であった。

208. T. M. G. エンジニアリング有限会社
T.M.G. ENGINEERING LIMITED
（別名）ＴＭＧ有限会社　TMG Ltd.
登録された会社番号　02142819
登録された事務所の住所　53／64 Chancery Lane
ロンドン　WC2A　1QU　英国
最新の既知の管理者　ハナ・ポール・ジョン　Hana Paul JON
アドナン・ターリブ・ハーシム・アル・アミーリー
Adnan Talib Hashim AL-AMIRI
サファ・ハディ・ジャワード・アル・ハボビ博士
Dr. Safa Hadi Jawad AL-HABOBI
株主　3,700,000　通常債権：TDG Ltd.
100,000　通常債権：Admincheck Ltd.
200,000　通常債権：Echosabre Ltd.
（詳細）T. M. G. エンジニアリング有限会社は、TDG Ltd.がほぼ全てを所有する英国で登録された会社である［上記リスト207番参照］。したがって、T. M. G. エンジニアリング有限会社はアル・アラビー貿易会社の事実上の子会社と見られる［上記リスト203番参照］。TDG Ltd.は、子会社であるT. M. G. エンジニアリング有限会社を通じて、1980年代にイラクの軍工業化の調達努力において鍵となる役割を果たしていたことで知られるMatrix Churchill企業グループのかなりの株式を所有していた。T.M.G. Shareholders Echosabre Ltd.とAdminchck Ltd.はMatrix Churchillグループの一部であった。

## ○財務省告示第二百三十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年七月十六日
財務大臣　野田　佳彦
第一号中「及びハ」を削り、「取引」という。）」の下に「。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては、平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。」を加え、同号イ及びロを次のように改める。
イ　イラク前政権の機関等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年七月外務省告示第三百四十二号。ロにおいて「イラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件」という。）別表のⅡ．に掲げるものをいう。）（以下「イラク前政権の機関等」という。）
ロ　イラク前政権の高官又はその関係者等として外務大臣が定めるもの（イラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件別表のⅠ．及びⅢ．に掲げるものをいう。）（以下「イラク前政権の高官又はその関係者等」という。）
第一号中ハを削り、ニをハとし、ホからヲまでをニからルまでとする。
第二号及び第四号中「係る取引」の下に「。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては、平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。」を加える。

## ○経済産業省告示第百六十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月十六日から施行する。
平成二十二年七月十六日
経済産業大臣　直嶋　正行
第一号ただし書中「契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引」を「当該取引」に、「借入契約に該当するものに基づくもの」を「借入契約に該当する契約に基づく債権の変更又は消滅に係るもの」に改め、同号イ及びロを次のように改める。
イ　イラク前政権の機関等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百四十二号。ロにおいて「イラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件」という。）別表のⅡ．に掲げるものをいう。）
ロ　イラク前政権の高官又はその関係者等として外務大臣が定めるもの（イラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件別表のⅠ．及びⅢ．に掲げるものをいう。）